

函館工業高等専門学校ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナー募集要項  
(令和8年度募集)

函館工業高等専門学校は、「函館工業高等専門学校ネーミングライツ事業及び広告事業取扱規程」(令和7年5月22日制定)に基づき、以下のとおり本校の保有施設やその他財産に対するネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーを募集します。

1. 目的

本校がネーミングライツ事業者又は広告事業者に命名権又は広告を掲載する権利(命名権等)を付与し、命名権等を付与された事業者(ネーミングライツ・パートナー、広告パートナー)からその対価(ネーミングライツ料、広告料)を得て、施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てることを目的としています。

2. 募集種別

ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーの募集は、下記により行います。

(1) ネーミングライツ・パートナー

本校が設定した施設等のネーミングライツに関し、愛称、サイン及び広告(愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示)の提案を受け、契約を締結するものです。

対象施設、その他詳細は、別添資料をご参照ください。

(2) 広告パートナー

本校内に設置されたディスプレイを利用したデジタルサイネージによる広告(企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示)の提案を受け、契約を締結するものです。詳しくは、別添資料をご参照ください。

3. 募集の概要

以下の募集の概要は、(1)②に定めるものを除き、ネーミングライツ・パートナー、広告パートナーともに共通です。

(1) 契約の条件

① 契約の期間

原則3年以上とします。

② ネーミングライツ料及び広告料(年間契約額。消費税及び地方消費税は別途。)

A) ネーミングライツ・パートナー

別に定める目安額(別添資料参照)によります。

なお、目安額は本校としての希望額であり、これを下回る応募も可能です。ただし、応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

B) 広告パートナー

別に定める定額(別添資料参照)によります。

③ 契約の更新

更新可能です。

(2) 応募資格

ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーになることを希望する法人、法人以外の団体(以下、「法人等」という。)若しくは法人等により構成された団体又は個人が対象です。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの

- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ③ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ④ 社会問題をおこしているもの
- ⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項の規定による貸金業を行うもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
- ⑥ 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体
- ⑧ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体
- ⑨ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- ⑩ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑪ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑫ 前各号によるもののほか、本校のネーミングライツ・パートナー又は広告パートナーとしてふさわしくないと本校が認めるもの

### （3）命名権等の付与

- ① 愛称、サイン、広告（企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示を含む。）の掲示は、対象施設の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 高専施設にふさわしい愛称等とし、次に掲げるものは認められません。
  - ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ・高専の信用又は品位を害するおそれのあるもの
  - ・特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
  - ・宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
  - ・個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
  - ・著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
  - ・青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
  - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関するもの
  - ・貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
  - ・酒の広告や飲酒を促すもの
  - ・たばこの広告や喫煙を促すもの
  - ・社会問題の主義及び主張に関するもの
  - ・個人の名刺広告に関するもの
  - ・寄附により付与された名称と混同する「記念」、「メモリアル」等の語句を用いたもの
  - ・その他表記する愛称及び広告として、本校が適当でないと認めるもの
- ③ 愛称等は、本校で審議の上、最終決定します。ただし、当該施設等の目的・用途等を勘案し、愛称等の変更を求めることがありますのでご留意願います。
- ④ 混乱を避けるため、契約期間中の愛称等の変更は原則として認められません。
- ⑤ 本校の規程で定められた名称は変更しないものとします。また、利用者に愛称の使用を義務付けることはできません。

### （4）その他の特典、付帯条件等

ネーミングライツ・パートナー又は広告パートナーには、次の各号に掲げる特典がありますが、詳細な内容については、本校と事前協議することが必要です。なお、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はありません。

- ① ネーミングライツ・パートナーは、愛称の設定の他、施設等にサイン及び広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示）を設置することができます。

- ② 広告パートナーは、本校内に設置されたディスプレイを利用したデジタルサイネージとして広告（企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示）を掲示することができます。
- ③ 本校は、本校の広報誌やホームページを通じて、愛称の普及と定着に努力します。
- ④ ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナー自らもネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーであることをPRすることができます。
- ⑤ その他に希望される特典等（付帯条件）があれば、応募時に提案することができます。

#### （5）愛称等の表示、使用等に伴う費用負担等

- ① ネーミングライツ事業及び広告事業に係る施設の愛称、サイン及び広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等）の設置及び変更に係る経費については、ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーが負担するものとします。ネーミングライツ料及び広告料とは別途負担となりますのでご注意ください。
- ② 契約期間の満了及び命名権等の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーが負担するものとします。ネーミングライツ料及び広告料とは別途負担となりますのでご注意ください。
- ③ サイン及び広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等）の設置にあたり、デザイン、寸法、材質、設置場所、設置日時等については、本校と協議が必要です。協議の上、必要に応じて変更となる場合があります。また、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、ご留意願います。
- ④ 契約締結後に作成する本校広報誌等への愛称等の表示及び本校のホームページ掲載等については本校の負担で行います。
- ⑤ 愛称等の使用開始日において、サイン及び広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等）の一部設置が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ料及び広告料に変更はありません。
- ⑥ サイン及び広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等）が破損した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、全てネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーの負担とします。

#### （6）募集期間

令和8年6月30日（火）まで

ただし、募集期間内に応募がない場合には、募集期間以降も随時受け付けるものとします。

#### （7）応募時の提出書類

- ① ネーミングライツ事業・広告事業実施申込書（別紙様式第1号）
- ② 法人等の概要を記載した書類
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書（発行3か月以内のもの）
- ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）
- ⑦ サイン及び広告の原案図、設計図
- ⑧ 広告内容の概略（様式任意）〔広告事業：デジタルサイネージの場合〕

#### （8）選定方法

次の資格要件及び選定基準を基に、本校運営会議において、応募の趣旨、愛称、サイン、広告、ネーミングライツ料及び契約期間等を総合的に判断し、ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーを選定します。

なお、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。また、応募の内容によっては、不相当とする場合があります。

○資格要件及び選定基準

|      | 選定項目                                  | 要件・基準等                          | 判断等 |
|------|---------------------------------------|---------------------------------|-----|
| 資格要件 | 応募の趣旨                                 | 応募資格を満たしているか。                   | 適・否 |
|      |                                       | 過去に重大な事故または不誠実な行為を行っていないか。      | 適・否 |
|      |                                       | 経営基盤が安定しているか。                   | 適・否 |
| 選定基準 | 愛称等                                   | 親しみやすさ等、高専教職員、学生、地域住民に受け入れられるか。 | 適・否 |
|      |                                       | 施設のイメージを損なうおそれがないか。             | 適・否 |
|      |                                       | 対象施設の運営に支障を及ぼさないものとなっているか。      | 適・否 |
|      | ネーミング<br>ライツ料                         | 本校の財政的な観点から、より高額なものを高評価とする。     | 金額  |
|      | サイン・<br>広告の設置                         | 技術者教育に相応しい内容や工夫がされているか。         | 適・否 |
|      |                                       | 教育環境に相応しくない表示や内容になっていないか。       | 適・否 |
|      |                                       | 政府の示す「就職・採用活動に関する要請」に抵触していないか。  | 適・否 |
|      |                                       | サイン及び広告が適切に施工されるように計画されているか。    | 適・否 |
| 契約期間 | 愛称の定着や本校教育を支援する観点から、より期間が長いものを高評価とする。 | 年数                              |     |
| 判定   | 資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断する。               |                                 | 順位  |

(9) 選定結果の通知及び公表

選定結果は応募者に通知します。また、本校のホームページ等で公表します。

(10) 申込書の提出先及び問合せ先

函館工業高等専門学校総務課研究推進係

〒042-8501

北海道函館市戸倉町14番1号

T E L 0138-59-6317



E-mail kenkyu (迷惑メール対策のため、@以下「hakodate-ct.ac.jp」を省略しています。)

※ 本件に関するご質問、施設見学は随時受け付けておりますので、上記宛にご連絡ください。お申込みがありましたら、メールや電話等で当方からご連絡させていただきます。

## 1. ネーミングライツ・パートナー対象施設

| No. | 名称                           | 概要   | 写真  | 希 望<br>ネーミング<br>ライツ料<br>(年 額) |
|-----|------------------------------|--|---|-------------------------------|
| 1   | 実習工場<br>「板金・溶接室」<br>(104㎡)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>ものづくりのための学内共同利用施設として、専門的な装置を備えた各種実習室を配置し、次の活動に利用されている</li> <li>1)ものづくり創造教育への支援</li> <li>2)研究活動支援</li> <li>3)高度な加工・測定技術の開発支援</li> <li>4)共同研究及び地域生涯教育の支援</li> </ul> |    | 300,000円                      |
| 2   | 創造工房<br>(83㎡)                | <ul style="list-style-type: none"> <li>授業、ロボコンなどの課外活動での利用及び学外者に対する公開講座等に利用可能な共同利用施設</li> </ul>   |    | 300,000円                      |
| 3   | ものづくりDX<br>チャレンジ工房<br>(114㎡) | <ul style="list-style-type: none"> <li>DX時代に対応した技術者を育成し、アントレプレナーをはじめとする学生の挑戦を促すために整備した実習施設</li> </ul>  |   | 300,000円                      |
| 4   | 総合グラウンド<br>・野球場<br>(25,100㎡) | <ul style="list-style-type: none"> <li>陸上やサッカー、ラグビー、野球等の授業や部活動等で使用する施設</li> </ul>  |  | 300,000円                      |
| 5   | 春潮寮食堂<br>(242㎡)              | <ul style="list-style-type: none"> <li>男子寮生が1日3回食事で利用</li> <li>食事時間以外もフリースペースとして開放しており、コミュニケーションの場として利用が可能</li> </ul>  |  | 300,000円                      |

(参考) ネーミングライツ・パートナー決定施設 ※現在は募集していません

| No. | 名称              | 概要   | 写真  | 希 望<br>ネーミング<br>ライツ料<br>(年 額) |
|-----|-----------------|--|---|-------------------------------|
| 1   | 第1講義室<br>(233㎡) | <ul style="list-style-type: none"> <li>200名が一度に受講できる講義室</li> <li>プロジェクターとスクリーン、放送設備を設置し、授業や学校行事、講演会等に利用</li> </ul> |  | 300,000円                      |
| 2   | 図書館<br>(1,600㎡) | <ul style="list-style-type: none"> <li>約6万冊の図書や雑誌等を所蔵</li> <li>講義室とパソコンが利用できる演習室を設置</li> </ul>                     |  | 300,000円                      |

|   |  |  |  |                |
|---|--|--|--|----------------|
| 3 | 学生食堂<br>(456㎡)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・160名収容可能なフードコートスタイルの食堂で売店を併設</li> <li>・営業時間外もフリースペースとして開放しており、コミュニケーションの場として利用が可能</li> </ul>   |   | 300,000円       |
| 4 | KOSENコモンズ函館<br>(323㎡)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本校と企業との産学連携を通じた地域貢献、共同教育、起業を推進するための拠点として、オフィス機能やミーティング、情報発信等のために利用できる環境を提供</li> </ul>  |   | 300,000円       |
| 5 | 実習工場<br>(774㎡)<br><br>「機械加工室」<br><br>「CAD/CAM NCプログラミング室」<br><br>「 鑄 造 室 」 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ものづくりのための学内共同利用施設として、専門的な装置を備えた各種実習室を配置し、次の活動に利用されている</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)ものづくり創造教育への支援</li> <li>2)研究活動支援</li> <li>3)高度な加工・測定技術の開発支援</li> <li>4)共同研究及び地域生涯教育の支援</li> </ol> | 機械加工室<br><br>CAD/CAM NCプログラミング室<br><br>鑄造室<br> | 各室<br>300,000円 |
| 6 | 体育館<br>(2,144㎡)<br>「第一体育館」<br>「第二体育館」                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一体育館、第二体育館があり、各種の屋内競技等に利用</li> </ul>  |   | 各館<br>300,000円 |

## 2. 広告パートナー

学生玄関に設置したデジタルサイネージに広告を放映します。  
年間広告料 100,000円

- ・募集企業数 20社程度
- ・1広告あたり、30秒
- ・動画、静止画とも可、音声無し
- ・放映日時は、学生の休業日を除いた8:30～17:30の時間帯を基本とします。  
(例) 10秒×3カットの動画1本として、20社応募の場合、1日につき8:30～17:30 (計9時間) 54回放映
- ・使用機器 NEC パブリックディスプレイ MultiSync ME651
- ・広告データについて  
コンテンツの画像比率：16：9 (横：縦)  
画像サイズ：1920×1080ピクセル (横×縦)  
形式：JPEG・JPG・JPE・MP4  
ファイルサイズ：～100MB程度まで  
その他：音声無し



- ・ 広告データの作成や編集、形式等の変更については、本校でお受けできません。  
また、いただいたデータが本校の機器で表示できない場合は、再作成をお願いする場合があります。